



宅建士のみなさまへ

「宅地建物取引士賠償責任保険」のご案内

この保険は宅建協会の会員の方だけが加入できる保険です。

Case
1

【売買に関する事例】

中古住宅付の土地の売買仲介で、
がけ条例の説明や明確な記載が重
説になかったとする訴え

支払総額 約 **860** 万円
(弁護士費用含む)

Case
2

【売買に関する事例】

10年前の土地売買仲介で一部境
界確認が出来ず、境界を内側にし
て契約した事が債務不履行と提
訴されたもの

支払
総額 約 **360** 万円
(弁護士費用含む)

重要事項説明の業務に係わる 損害賠償のリスク をご存知ですか？

Case
3

【賃貸に関する事例】

飲食店のテナント貸借仲介で対象地区
が第一種文教地区だったために営業が
不可だったとして賠償請求を受けたもの

支払
総額 約 **1,050** 万円
(弁護士費用含む)

Case
4

【賃貸に関する事例】

賃貸契約締結後、建築基準法に違
反していた事が確認され、契約解
除、契約金全額を返金した。

支払
総額 約 **60** 万円
(弁護士費用含む)

この4つのケース、
**宅地建物取引士
賠償責任保険**※1
のおかげで保険金が
支払われました！

自己負担額は
3万円だけ！



※1 宅地建物取引業協会の会員のみが加入できる保険商品です。

※上記事故事例および実際の事故は調査・確認していることが前提となります。

※同様の事故事例であっても取引の過程や、調査・確認状況で補償の対象とならない可能性があります。

※お客さまから損害賠償請求された際に宅建賠にご加入されていない場合は補償の対象となりません。

これらの事例には、いくつかの原因が隠れています！

詳しくは裏面をご覧ください！

思いあたることはありませんか？

以前勤務していた宅建士が行った重要事項説明書に不備があると思っていない。

最近、重要事項説明書の作成記載をフリーの方をお願いしているが、何か間違いがあっても自分の会社には責任がないと思っていた。



重要事項説明書の作成は「宅建士の自分だけが確認」している(他の人はチェックしていない)

宅建業をはじめてからかなり年数が経つが、「重要事項説明書の説明、作成で間違いがあったことはない」

宅地建物取引に関する苦情や紛争のうち、**およそ3分の1が**

重要事項説明についてです。 (RETI0.NO.115 2019年秋号 国土交通省 土地建設産業局 不動産業課 不動産業指導室)

複雑で項目が多い重要事項説明書。記載ミスなど

による損害賠償は高額訴訟にも発展します！



宅地建物取引業協会では、会員限定で「宅地建物取引士賠償責任保険」のご案内をしています。

事業所で働く方全員が行う業務まで幅広く損害賠償リスクに備えたい!!

任意加入 **ワイド補償** 宅建業法に基づく業務



宅建士固有の業務のみ損害賠償リスクに備えたい!

必須加入 **基本補償** 宅建士固有の業務

- 宅建業法第35条に定める「重要事項の説明等」
- 宅建業法第37条に定める「書面の交付」

宅建士1名あたり年間保険料 **5,000円** で重要事項説明や書面の交付の業務に係る損害賠償リスクに備えられます!!

ご契約をご希望の場合は下記取扱代理店までお問い合わせください!

※このチラシに記載されている宅地建物取引士賠償責任保険はあくまで概要を説明したものです。詳細につきましては取扱代理店のホームページおよびパンフレットをご参照ください。

説明のご依頼など下記にご記入の上、FAXをお願いします。【FAX: 03-3239-7540】

お申込会社様	会社名(屋号)			
	ご住所	〒		
	ご連絡先			
	ご担当者名			
	ご依頼内容	☐ すぐに開始したい ☐ 資料郵送希望 ☐ 電話連絡希望		

●契約者および被保険者は、損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。



■取扱代理店

株式会社宅建ブレインズ 東京都千代田区飯田橋3-7-12 K・Pビル5階

TEL: 03-3234-0699 (保険部) 受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

■引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

宅建ブレインズ

宅建ブレインズHP takken-b.co.jp

